

石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について（案）

1 改正の背景

(1) 一部改正の経緯

本条例は、市内の産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図ることによって市民生活の安定及び向上に寄与することを目的として制定され、市内に事業所を新設・増設し、市内在住の従業員を一定数以上増加させた企業に対し、固定資産税及び都市計画税の課税を免除しています。

本条例につきまして、令和5年3月31日をもちまして失効となることから、特例措置の延長を検討してまいります。

(2) 課税免除措置の要件

次のすべての要件に該当する事業者

○市内に事務所又は事業所の新設や増設を行う事業者

製造業、情報通信業、運輸業、卸売業その他規則で定める事業に限る。

○市内在住者を従業員として5人以上（中小企業者：3人以上）増加させる。

(3) 免除期間及び実績

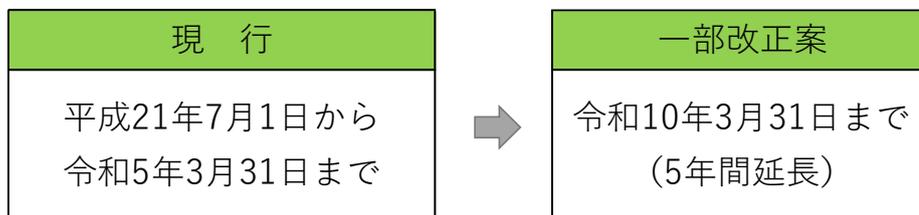
事務所等を新増設した翌年度から最大3年間、固定資産税及び都市計画税の課税を免除します。

年度	企業数	課税免除額	固定資産税			都市計画税	
			土地	家屋	償却資産	土地	家屋
平成30年	2社	18,269,800円	2,659,900円	7,698,400円	5,691,900円	570,000円	1,649,600円
令和元年	3社	30,086,900円	2,659,900円	14,922,700円	8,736,700円	570,000円	3,197,600円
令和2年	3社	15,540,600円		10,214,800円	3,137,000円		2,188,800円
令和3年	3社	27,042,900円		19,419,700円	3,461,900円		4,161,300円
令和4年	2社	16,740,500円		12,376,600円	1,711,800円		2,652,100円

※令和4年11月1日現在 5年間の課税免除実績

2 一部改正素案の概要

企業の誘致等は、市の財政面や雇用面に及ぼす影響が大きいことから、新たな企業の誘致や既存企業の増設等の促進・撤退抑止等に取り組むことを考慮し、令和5年度から5年間の延長とするものです。



3 条例制定等のスケジュール

区 分	実施期間
パブリックコメントの実施	令和4年12月23日～令和5年1月23日
石岡市議会 条例議案上程（予定）	令和5年3月
条例施行（予定）	令和5年4月